

令和4年8月 令和4年度第5回始良市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月31日（水）午後1時30分～午後3時30分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室
3. 出席委員 農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1 番：小長野 誠 2 番：坂元 廣幸 3 番：本村 正一 4 番：福森 徳昭
5 番：牧野田 隆平 6 番：杉尾 敏憲 7 番：市藺 由美子 8 番：白尾 親昭
9 番：今村 逸子 10 番：野元 幸雄 11 番：堂前 澄男 12 番：西 泰行
13 番：川島 兼次 14 番：内飩 達也 15 番：平 富士夫 16 番：岩元 律子
17 番：松元 信道 18 番：夏田 恒 19 番：米迫 慎二
欠席委員 4 番：福森委員 6 番：杉尾委員

【農地利用最適化推進委員】

1 番：内村 幸雄 2 番：宇都 和義 3 番：扇藺 弘行 4 番：柚木 利雄
5 番：大重 孝司 6 番：上福元 克己 7 番：松永 政文 8 番：松元 健一
9 番：池端 隆志 10 番：新屋敷 幸一 11 番：中村 政芳 12 番：柳迫 勝美
欠席委員 5 番：大重委員

4. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第2号 農用地利用集積計画(利用権移転)の意見決定について
5. 議案第3号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定について
6. 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
9. 議案第8号 農地あっせん申出（売渡・希望）について
10. 議案第10号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
11. 農地あっせんの経過報告
12. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
13. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長・事務局長補佐兼農地係長・農地係主査・農地係主事・振興係長
振興係主任主査
農政課課長補佐兼加治木農林水産係長・農政課課長補佐兼始良農林水産係長

事務局	令和4年8月 令和4年度第5回始良市農業委員会総会議事録
議長	姿勢を正してください。一同礼。 ただいまから、令和4年度 第5回 始良市農業委員会 総会を開会いたします。 出席農業委員は、19名中、17名 で、定足数に達しておりますので、本総会は 成立しております。 本日は、4番、農業委員、6番、農業委員が欠席であります。 ——— 会務報告 ———
議長	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	〔事務局 説明〕 ——— 日程第1 議事録署名委員の指名 ———
議長	議事日程に 入ります。 日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条第2項に規定する 議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。
委員	『異議なし』
議長	それでは、9番、農業委員、10番、農業委員に、お願いいたします。 ——— 日程第2 会議書記の指名 ———
議長	つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の、局長補佐と、振興係長を、指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事

	参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案 終了後に入室・着席していただきます。 なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくお願いいたします。 ——— 日程第3 議案第1号（15件） ———
議 長	それでは、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。 1番から15番までについて、事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは、議案第1号、農地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。公告日は、8月31日、契約の始期は、9月1日を、それぞれ予定しております。契約年数につきましては、2年間で1件、3年間で3件、5年間で7件、6年間で3件、10年間で1件で、合計15件、24,566㎡となっております。内容につきましては、総会資料の2ページから4ページになりますので、ご確認いただきたいと思います。以上、第1号議案の説明を終わります。
議 長	それでは、これより、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から15番までについて、一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から15番までについて、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から15番までについて、原案のとおり決定いたしました。
	——— 日程第4 議案第2号(1件) ———
議長	次に、日程第4、議案第2号、農用地利用集積計画（利用権移転）の意見決定について、議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第2号、農地利用集積計画（利用権移転）の意見決定について、ご説明いたします。総会資料は5ページになります。 今月の件数につきましては、1件です。利用権移転につきましては、賃借の内容を変更せずに、利用権だけを、他の方に移転することです。それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 受人は、蒲生町米丸在住の〇〇、利用権の渡人は、〇〇で、親子間の経営移譲です。申請地は、蒲生町上久徳〇〇他1筆の田、1,962㎡です。以上で議案第2号の説明を終わります。
議長	それでは、これより、議案第2号、農用地利用集積計画（利用権移転）の意見決定についての、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それではお諮りいたします。 議案第2号 農用地利用集積計画（利用権移転）の意見決定についての、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第2号、農用地利用集積計画（利用権移転）の意見決定についての、1番について、原案のとおり決定いたしました。 ——— 日程第5 議案第3号(5件) ———
議 長	次に、日程第5、議案第3号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、議題に供します。 1番から5番までについて、事務局からの説明を求めます。 事務局 議案第3号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、ご説明いたします。総会資料は、6ページです。今月の件数につきましては、5件です。 それでは、1番からご説明いたします。譲受人は1番から5番まで、〇〇です。譲渡人、〇〇。申請地の所在は、三拾町〇〇、登記地目は畑、面積は199㎡です。対価につきましては、総額〇〇円で、10アールあたりの単価は〇〇円で、決定いたしました。 続きまして、2番につきまして、ご説明いたします。譲渡人、〇〇。申請地の所在は、三拾町〇〇、登記地目は畑、面積は157㎡です。対価につきましては、総額〇〇円で、10アールあたりの単価は、〇〇円で、決定いたしました。 続きまして、3番につきまして、ご説明いたします。譲渡人、〇〇。申請地の所在は、三拾町〇〇、登記地目は畑、面積は267㎡です。対価につきましては、総額〇〇円で、10アールあたりの単価は、〇〇円で、決定いたしました。 続きまして、4番につきまして、ご説明いたします。譲渡人、〇〇。申請地の所在は、三拾町〇〇、登記地目は畑、面積は308㎡です。対価につきましては、総額〇〇円で、10アールあたりの単価は、〇〇円で、決定いたしました。 続きまして、5番につきまして、ご説明いたします。譲渡人、〇〇。申請地の所在は、三拾町〇〇、登記地目は畑、面積は595㎡です。対価につきましては、総額〇〇円で、10アールあたりの単価は、〇〇円で、決定いたしました。 議 長 ただいまの説明に関連して、1番から5番までについて、15番、

	農業委員に、経過報告を、お願いします。
委員	はい、15番農業委員です。農地のあっせんについて、ご報告いたします。三拾町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、の5筆について、7月27日、午前9時30分より、蒲生総合支所2階会議室において、譲渡希望者、〇〇、〇〇の代理人〇〇、〇〇の代理人〇〇、〇〇、〇〇の参加で行いました。譲受希望者、〇〇の代理人〇〇、と、あっせん担当委員として、私と11番推進委員、12番推進委員、事務局職員立ち合いのもと、あっせんを行いました。結果につきましては、合計で、畑が5筆、面積は1,526㎡、総額〇〇円、10アール単価は〇〇円で成立いたしました。今後は、事務局で所有権移転の登記を行う予定となっております。以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第3号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	はい、17番農業委員です。人農地プランにも関係することですが、〇〇さんは、認定農業者なのでしょうか。今回、購入された農地周辺では、借りてしている箇所もあるかと思います。今後、三拾町あたりを、どんどん拡充していくのであれば、位置づけとして、三拾町のほうで、中心経営体、認定農業者になってくるのか、そのあたりについて教えてください。
事務局	始良市の認定農業者です。中心経営体としてもふさわしいと思います。
委員	人農地プランの目標値とかありますが、その場合、住所は西餅田ですが、人農地プラン上では、三拾町のエリアで検討してもらえるとのことですね。
事務局	西餅田方面にも、自宅周辺にも農地がありますし、三拾町方面にもあります。

議 長	私が説明いたします。〇〇さんは、おじいさんの代から、西餅田に住んでいます。自作地も地元にあります。現在、イタリアンもつくっています。今回購入された畑は、そこで、梱包したイタリアンを一時積み立て、牛舎のほうに大型トラックで運搬するものです。
委 員	了解です。わかりました。
議 長	他にございませんか。それではお諮りいたします。 議案第3号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての、1番から5番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第3号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての、1番から5番までについて、原案のとおり決定いたしました。
	——— 日程第6 議案第4号(4件) ———
議 長	次に、日程第6、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。 1番から4番までについて、説明をお願いします。 まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第4号、農地法第3条の規定による、許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は7ページです。今回の申請件数につきましては、4件となっております。先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。それでは、まず、1番につきまして、ご説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町木田の田が1筆、面積は、101㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 3 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員 3 番、推進委員です。調査報告いたします。 令和 4 年 8 月 2 3 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。機械、労働力、技術、その他、要件を満たしております。農作業従事も、十分要件を満たしております。面積要件、地域調和要件につきましても、問題ありません。労働力、作業機械等全部揃っていますので、当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2 番につきまして、ご説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、船津の田が 1 筆、面積は、6 6 6 m²、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、9 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、9 番、農業委員です。調査報告いたします。 令和 4 年 8 月 2 1 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。現在、農作業も行い、機械は、耕運機、軽トラ、刈払機等揃っています。申請地の現状は、牧草地ですが、草が払われ、管理されています。自宅のすぐ近くになります。近くの農地を何箇所か買われていますが、そこに続いた田んぼになります。今は会社員ですが、いずれは就農したいとの事です。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3 番につきまして、ご説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇

議 長	○、申請地は、西別府の田が5筆、面積は、4,438㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
委 員	ただいまの説明に関連して、推進委員1番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、推進委員1番、推進委員です。調査報告いたします。 令和4年8月17日、申請地で聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力については、本人を含めて5人で、農作業機械については、トラクター、コンバイン、乾燥機、軽トラも数台、と揃っておりますので、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきまして、ご説明いたします。譲受人○○、譲渡人○○、申請地は、西餅田の畑が1筆、面積は、621㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、17番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、17番、農業委員です。調査報告いたします。 令和4年8月17日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は定年後、親からの相続地、約18アールの畑で、野菜や果樹などを18年間栽培しています。現在耕作している畑の隣接地の所有者である○○さんから、依頼があり、今回の申請に至っております。労働力は主に一人ですが、奥さんの加勢ももらうとのこと。機械等につきましては、耕運機、草刈り機など確認しました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請の

議 長 委 員	処分決定についての、1番から4番までについて、一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。 〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番までについては、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番までについては、原案のとおり決定いたしました。
議 長	——— 日程第7 議案第5号(3件) ——— 次に、日程第7、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。 1番から3番までについて、説明をお願いします。 まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、8ページでございます。今月の申請件数につきましては、3件となっております。それでは、1番につきまして、ご説明いたします。申請人は〇〇、所在地は、蒲生町漆の1筆、面積は454㎡、農地区分は第2種農地、転用目的は、山林です。クヌギを植林したいとのことです。なお、こちらの申請人の方は、大阪にお住まいですが、現在、申請人の従妹の〇〇さんが管理をしていて、その方が引き続き、クヌギの方も管理をしていくとのことです。以上で説明を終わります。

議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、推進委員 7 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、推進委員 7 番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分については、第 2 種農地ではありますが、その他の農地に該当する為、問題はございません。申請地の位置ですが、〇〇から北西に約 3 3 0 m の位置になります。被害防除現況につきましては、東が河川、西が畑、南が宅地、北が宅地となっております。申請実現の確実性でございますが、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項につきましては、特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、2 番について、事務局の説明を求めます。 2 番につきまして、ご説明いたします。申請人は〇〇、所在地は、東餅田の 2 筆、面積は 3 4 4 m²、農地区分は第 3 種農地、転用目的は、貸駐車場です。隣接保育園の貸駐車場を予定しているとのことです。以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、1 3 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、1 3 番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分については、第 3 種農地であり、問題はございません。申請地の位置ですが、〇〇から東に約 1 0 m の位置になります。被害防除現況につきましては、東が雑種地、西が線路、南が畑、北が宅地となっております。申請実現の確実性でございますが自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項につきましては、特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。

議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。申請人は〇〇、所在地は、東餅田の1筆、面積は891㎡のうちの558㎡、農地区分は第3種農地、転用目的は駐車場です。参考資料の12ページに始末書が添付されております。平成2年頃から、自己が所有する隣接地のアパートの駐車場として、すでに使用されているため、今回、追認で農地法の許可を得ようとするところです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、11番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、11番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分については、第3種農地であり、問題はありません。申請地の位置ですが、〇〇から南に約160mの位置になります。被害防除現況につきましては、東が宅地、西が宅地、南が市道と5条申請地、北が宅地となっております。申請実現の確実性でございますが自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項につきましては、特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から3番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。 議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から3番までについて、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から3番までについては、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 ——— 日程第8 議案第6号(22件) ———
議 長	次に、日程第8、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。 1番から、取り下げとなっております21番を除く、23番までについて、説明をお願いします。 まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、9ページから14ページでございます。今月の申請件数につきましては、22件であります。なお、21番につきましては、申請の取り下げとなっております。 1番につきまして、ご説明いたします。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、加治木町西別府の1筆、面積は1,383㎡のうちの467㎡となっております。使用貸借権で、農地区分は、第2種農地です。転用目的は、一般住宅1棟の建築です。孫の住宅の建築となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員3番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員3番、推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ですが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約160mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が市道、南が畑、北が市道です。申請実現の確実性としてしましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としてしましては、許可意見で

議 長	あります。以上で報告を終わります。
事務局	次に、2番について、事務局の説明を求めます。 2番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の1筆、面積は371㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、一般住宅1棟の建築です。孫の住宅の建築となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員9番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員9番、推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約50mの位置です。被害防除現況としましては、東が雑種地、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の2筆、面積は292㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、1区画の宅地造成です。隣接の公衆用道路を利用しまして、全事業面積は324.24㎡となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、11番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、11番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約10mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が私道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の1筆、面積は617㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第2種農地です。転用目的は、倉庫、資材置場、申請地に倉庫を建築し、残りを、資材置き場、作業スペースとしたいとの事です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員9番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員9番、推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ですが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約600mの位置です。被害防除現況としましては、東が里道、西が水路、南が田、北が畑です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡

議 長 委 員	人は、〇〇、土地の所在は、平松の2筆、面積は1,755㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、共同住宅1棟の建築です。なお、現地調査の際に、条件として、隣接農地への通作路の確保を言い、現地調査後、申請者のほうより、農地に行くための、農地通行承諾書を提出いただき、境界をフェンスで囲むとのことでしたが、通行ができるように、フェンスを1mか2m空けて対応します、との事でした。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、12番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、12番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約100mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地と畑、西が宅地、南が市道、北が宅地と畑です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、現地調査時に、隣接する農地への通作路確保と通行の承諾をお願いしたところで、事務局からの報告の通り、通行承諾書と了承をいただいているところです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、6番について、事務局の説明を求めます。 6番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町反土の1筆、面積は172㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、一般住宅1棟の建築で、自己の住宅を建築したいということです。なお、隣接地の宅地との一体利用で、全事業面積、265.94㎡での計画となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員2番、推進委員に、調査

	の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員 2 番、推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約 2 4 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、7 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	7 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の 1 筆、面積は 2 1 1 m ² となっております。所有権移転で、農地区分は、第 3 種農地です。転用目的は、1 区画の宅地造成です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、1 0 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、1 0 番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約 7 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が畑、南が市道、北が畑です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、8 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	8 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡

議 長	人は、〇〇、土地の所在は、脇元の1筆、面積は632㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、2区画の宅地造成です。以上で説明を終わります。
委 員	ただいまの説明に関連して、12番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、12番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約110mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が畑、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、9番について、事務局の説明を求めます。
事務局	9番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、脇元の1筆、面積は406㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、1区画の宅地造成です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、12番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、12番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約90mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が市道、南が田、北が畑です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。

議 長 事務局	次に、１０番について、事務局の説明を求めます。 その前に、１件、ご指摘をいただきまして、資料の訂正をさせていただきたいと思います。６番の申請の件ですけれども、総会資料の１０ページ、右から２番目の欄に、土地改良区からの意見書有り、と記載させていただいておりますが、土地改良区ではなく水利組合となっております。申し訳ございませんが、土地改良区を水利組合に、訂正をお願いします。 １０番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の１筆、面積は９９７㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第３種農地です。転用目的は、４区画の宅地造成です。以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、１２番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、１２番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約１０ｍの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地と市道、南が畑、北が河川です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、１１番について、事務局の説明を求めます。 １１番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、東餅田の１筆、面積は４９㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第３種農地です。転用目的は、駐車場です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、１３番、農業委員に、調査の結果

	並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、13番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約430mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、12番について、事務局の説明を求めます。
事務局	12番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の1筆、面積は542㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、駐車場です。譲受人が隣接地で青果店を営んでおり、その駐車場として利用したいとのことです。今回、申請地は2m程の盛土とし、のり面は石積で、地盤、土が締まってきましたら、エル型擁壁を入れる計画とのことです。隣接する農地に、土砂が流れ込まないように、土砂流出対策を実施することと条件を付しての許可を、考えております。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員2番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員2番、推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約80mの位置です。盛土で2m30cm上げます。被害防除現況としましては、東が田、西が市道、南が田、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、盛土で2m30cm上げるとの事で、控えて、土羽を石積み工法で積みます。そして、将来、エル型擁壁を入れるとのことです。総合意見としまし

議 長	て、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 次に、１３番について、事務局の説明を求めます。
事務局	１３番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、永池町の１筆の一部で、326 m^2を分筆しまして、面積は32 m^2となっております。所有権移転で、農地区分は、第３種農地です。転用目的は、宅地の拡張です。譲受人が隣接地を購入し測量した際、今回の申請地に越境していることが判明し、越境部分を分筆し、宅地拡張を目的とした農地転用の申請となっております。参考資料の６６ページに始末書が添付されております。
議 長	ただいまの説明に関連して、１０番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、１０番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約180 mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が畑、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	ここで、休憩に入ります。 議事を再開いたします。
議 長	次に、１４番について、事務局の説明を求めます。
事務局	１４番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、東餅田の１筆の一部で、891 m^2

議 長	を分筆し、面積は333㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、一般住宅で、自己の住宅を建築したいとの事です。参考資料の71ページに始末書が添付されております。内容につきましては、こちらの申請地が、先ほどの農地法第4条の3番と同じ申請地で、平成2年頃から駐車場で利用していました。4条申請地は、引き続き駐車場で利用することですが、この5条申請地については、一般住宅で売却をする予定となっております。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、11番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、11番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約160mの位置です。被害防除現況としましては、東が4条申請地、西が宅地、南が市道、北が4条申請地です。始末書が添付されております。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、15番について、事務局の説明を求めます。
事務局	15番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の1筆の一部で、610㎡のうち、面積は129㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、一般住宅の建設です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、10番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、10番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置

	は、〇〇から、南に、約160mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が5条申請地、南が里道、北が5条申請地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、16番について、事務局の説明を求めます。 16番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の1筆の一部で、610㎡のうち、面積は477㎡となっております。こちらの申請地が、15番申請地の残部分となっております。隣接の宅地と一体利用しまして、3区画の宅地造成をしたいとの事です。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、10番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、10番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約160mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が宅地、南が里道、北が畑です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、17番について、事務局の説明を求めます。 17番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の2筆、面積は1,470㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農

	地です。転用目的は、月極駐車場です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 2 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員 2 番、推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約 2 5 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が市道、南が宅地、北が水路と宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、1 8 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	1 8 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の 2 筆、面積は 3 3 5 m²となっております。所有権移転で、農地区分は、第 3 種農地です。転用目的は、駐車場で、クリニック隣接地でもあり、駐車として利用したいとの事です。また、隣接の宅地、雑種地とも一体利用し、全事業面積は、5 7 2 . 7 8 m²です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 9 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員 9 番、推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇の隣接地です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道と水路です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基

議 長	準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
事務局	次に、１９番について、事務局の説明を求めます。 １９番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の１筆、面積は８８４㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第３種農地です。転用目的は、３区画の一般住宅の宅地造成と、１区画の共同住宅の宅地造成の計画となっております。隣接の宅地とも一体利用しまして、全事業面積は、１５１，５４８㎡の計画となります。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員９番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員９番、推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約３４０ｍの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が雑種地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、２０番について、事務局の説明を求めます。
事務局	２０番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町下久徳の１筆、面積は２９４㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第２種農地です。転用目的は、一般住宅の建設です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員７番、推進委員に、調査

	の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員 7 番、推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第 2 種農地ですが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約 2 0 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、2 2 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2 2 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、松原町の 1 筆、面積は 2 4 6 m² となっております。所有権移転で、農地区分は、第 3 種農地です。転用目的は、1 棟の建売住宅の建築です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、1 1 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、1 1 番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約 1 8 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が畑、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、2 3 番について、事務局の説明を求めます。

事務局	23番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、東餅田の1筆、面積は1,929㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、2棟の共同住宅の建築です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、13番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、13番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約10mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が水路、北が市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から、21番を除く23番までについて、一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	はい、推進委員4番、推進委員です。6号の7番ですが、申請地と畑の間に少し畑が残っていますが、隣の畑に行くために残してあるのですか。
事務局	はい、参考資料の39ページを、ご覧ください。申請地の南側に、畑の地目が残っていますが、おっしゃられた通り、西側の畑に行くための通路となっております。以上です。
議 長	他にございませんか。
事務局	一点、補足説明をいたします。総会資料、12ページ、15番

	及び、１６番についてですが、同じ申請地を分筆しまして、それぞれ、一般住宅と宅地造成の目的になっております。分筆した面積、１２９㎡と４７７㎡の合計面積が、６１０㎡にはなりません が、測量図面が添付されており、１２９㎡、４７７㎡が実測の面積であり、残地が出ることはない、補足説明が漏れておりました。
委員	１５番、農業委員です。１５番、１６番について、私も計算したのですが、４㎡ほど不足が生じます。実測は６１０㎡で、４㎡残りののですが、残地ではない。どのように解釈したらよいのでしょうか。
事務局	はい、６１０㎡で登記面積とされておりましたが、今回、再度、測量をしましたら、６０６㎡でありました。６０６㎡を２筆に分け、残地が発生しないことになります。
委員	今後、もう少し理解できる説明をお願いします。今回は、これでよろしいです。
議長	他にございませんか。それではお諮りいたします。 議案第６号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についての、１番から、２１番を除く２３番までについて、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第６号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についての、１番から、２１番を除く２３番までについては、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
	———— 日程第９ 議案第７号(１件) ————
議長	次に、日程第９、議案第７号、農地あつせん申出(売渡 希望)について、議題に供します。

	1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 7 号、農地あっせん申出、売り渡し、希望について、ご説明いたします。総会資料は、15 ページです。今月の申請につきましては、売り渡し 1 件、となっております。参考資料につきましては、104 ページにありますので、審議の参考としてください。それでは、1 番につきまして、ご説明いたします。内容につきましては、売り渡しです。土地の所在は、加治木町木田の 1 筆、地目は田、面積は 455 m²、申出人は、〇〇、希望譲渡価格は、木田地区の相場希望、との事です。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それでは、お諮りいたします。 議案第 7 号 農地あっせん申出（売渡 希望）についての 1 番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第 7 号、農地あっせん申出（売渡 希望）についての 1 番については、原案のとおり受理することに、決定いたしました。 次に、ただいま承認されました議案第 7 号、農地あっせん申出に係る地区あっせん委員の選出について、協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思います。 自薦、他薦のいずれでもよろしいです。
委員	「意見なし」

議 長	いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第7号、農地あっせん申出（売渡 希望）の1番については、8番、農業委員、推進委員2番、推進委員、推進委員3番、推進委員に、お願いしたいと思います。
委 員	「はい」
議 長	それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。 ——— 日程第10 議案第8号(1件) ———
議 長	次に、日程第10、議案第8号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。1番から6番までについて、事務局の説明を求めます。
事務局	はい、それでは、議案第8号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の意見決定につきまして、ご説明いたします。本案件につきましては、議案第1号の農用地利用集積計画、賃借、と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積計画され、借主が中間管理機構ですので、別案件として上程しております。今回、始期を令和4年9月1日として設定する募集期分につきまして、ご審議いただきます。なお、総会資料、18ページの6番が、議席番号、3番、農業委員に係る案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、議事には参加できませんので、審議の際は、ご退席をお願いします。それでは、資料17ページ、借換区分別集計表をご覧ください。利用権を設定する再配分予定者の氏名、または名称につきまして、各筆明細の一覧表を、次の18ページに添付しておりますので、ご確認ください。今回、中間管理機構を借主として利用権を設定するものは、新規6件、申請面積は、4,833㎡、です。設定する権利別は、使用賃借権が6件、となっております。今回の設定地区は、加治木町小山田、蒲生町西浦地区となっております。ご審議の方、よろしくお願いします。

議 長	これより、議案第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての1番から5番までについて、一括して質疑に入ります。なお、6番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。1番から5番までについて、質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から5番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第8号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から5番までについては、原案のとおり決定いたしました。 それでは、6番の関係者、3番、農業委員の退席をお願いします。
委 員	（3番農業委員 退席）
議 長	それでは、6番について、質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第8号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕

議 長 委 員	賛成多数により、議案第 8 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、6 番については、原案のとおり決定いたしました。 3 番、農業委員の、着席をお願いします。 （3 番農業委員 着席） —— 日程第 1 1 ——
議 長 事務局	次に、日程第 1 1、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。 まず、事務局からの報告をお願いします。 それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。今月は、3 ページの 2 1 番、〇〇さんの買い受け希望ですが、令和 4 年 7 月 2 7 日に未相続地と売買も貸付も不可の 2 筆を除いた 5 筆についてあっせん会を開催し、今月の議案第 3 号 1 番から 5 番で基盤強化法の所有権移転が成立しました。それと、6 ページ 6 0 番、〇〇さんですが、今月の議案第 1 号 8 番で、利用権が設定されました。 以上で事務局の報告を終わります。
議 長	委員のみなさまから、何か報告等ございませんか。 それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。 —— 日程第 1 2 ——
議 長 事務局 議 長	次に、日程第 1 2、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の報告を求めます。 それでは、農用地利用集積計画貸借の合意解約報告をいたします。8 月は 6 件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約をご確認ください。以上で、報告を終わります。 ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします

議 長 委 員 議 長 事務局 議 長 委 員	す。 それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。 ——— 日程第 1 3 ——— 次に、日程第 1 3、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。 事務局からは、何かありませんか。 農業委員会だよりの配布について 本年度、県外研修の中止について 農地あっせんについて 利用権について 登記面積と実測面積の差異について 取り消し申請について 利用状況調査について 他にありませんか。それでは、以上をもちまして、令和 4 年度、第 5 回始良市農業委員会総会を閉会いたします。 姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____